

予算項目	原水及び浄水費 － 委託料
委託番号	委託 第 15 号

設 計 書

課 長	課長補佐	副参事	副務者	検 算	主務者 (監督員)

年 度	令和7年度	作 成 年 月 日	令和6年12月23日	履行期間	令和7年4月1日	から
委託名	水質分析業務委託				令和8年3月13日	まで
委託場所	仁井田字新中島221番地の2(仁井田浄水場)ほか計21か所			契約者		
設計金額	金 円也					
財源区分	国 補 ・ 県 補 ・ [市 単]					

費 用 内 訳				業 務 概 要	
		設 計 額 (円)		1 農薬類5項目 40検体	
	業 務 価 格			水質分析 【4回/年】	
	消 費 税 等 相 当 額			2 クリプトスポリジウムおよびジアルジア 16検体	
	業 務 委 託 費			水質分析 【4回/年】	
				3 ダイオキシン類 2検体	
				採水業務、水質分析 【1回/年】	
				4 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及び	
				ペルフルオロオktan酸(PFOA) 10検体	
				水質分析 【1回/年】	
				5 抱水クロラール、ジクロロアセトニトリル 36検体	
				水質分析 【1回/年】	
				副務者 (職名)氏名	
				主務者(監督員)(職名)氏名	

業 務 委 託 費 内 訳 書

工 種	種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務委託費							
業務価格	業務原価	①農薬類	式	1			明細書（第1号） ①
		②ダイオキシン類	式	1			明細書（第2号） ②
		③クリプトスポリジウム等	式	1			明細書（第3号） ③
		④ペルフルオロオクタン スルホン酸（PFOS）及び ペルフルオロオクタン酸 （PFOA）	式	1			明細書（第4号） ④
		⑤抱水クロラール、ジク ロロアセトニトリル	式	1			明細書（第5号） ⑤
	小計						①+②+③+④+⑤ ⑥
	諸経費		式	1			⑦
計							⑥+⑦ ⑧
消費税等相当額			式	1			10% ⑨
業務委託費合計							⑧+⑨

秋田市上下水道局

明 細 書

(第1号)

種別、名称	細目	単位	数量	単価	金額	摘要
業務原価①農薬類						
	イプフェンカルバゾン	検体	6			見積り
	カルボフラン	検体	14			"
	テフリルトリオン	検体	6			"
	ピラクロニル	検体	6			"
	ジノテフラン	検体	8			"
合計						

秋田市上下水道局

明 細 書

(第2号)

種別、名称	細目	単位	数量	単価	金額	摘要
業務原価②ダイオキシン類						
採水業務費	技師	人	1.0			見積り
	技師補	人	1.0			"
	機器損料	式	1			"
	車両損料	式	1			"
計						
分析業務費	ダイオキシン類	検体	2			見積り
計						
合計						

秋田市上下水道局

明 細 書

(第3号)

種別、名称	細目	単位	数量	単価	金額	摘要
業務原価③クリプトスポリジウム等						
	クリプトスポリジウム およびジアルジア	検体	16			見積り
合計						

秋田市上下水道局

明 細 書

(第4号)

種別、名称	細目	単位	数量	単価	金額	摘要
業務原価④ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)						
	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	検体	10			見積り
合計						

秋田市上下水道局

(第5号)

秋田市上下水道局

令和 7 年度

水質分析業務委託

特記仕様書

秋田市上下水道局

第1 総則

1 適用範囲

本特記仕様書は、「令和7年度水質分析業務委託」に適用する。

2 目的

この業務委託は、秋田市上下水道局（以下、委託者という。）が作成する令和7年度水質検査計画に基づき、次の項目の水質検査を行うことを目的とする。

- (1) 農薬類
- (2) ダイオキシン類
- (3) クリプトスポリジウム等
- (4) ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）
- (5) 抱水クロラール、ジクロロアセトニトリル

3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月13日まで

4 検査地点および検査項目

本委託業務の検査地点および対象となる検査項目の一覧を別紙に示す。

5 業務の履行義務

受託者は、設計書、委託契約書、本特記仕様書および関係法令の規定に基づき、委託者の指示に従い相互に協調して業務を円滑に遂行しなければならない。

6 関係法令等の遵守

受託者は、この業務の実施に当たり、水道法、労働基準法、労働安全衛生法、その他関係法令等を遵守し業務の円滑な進捗を図らなければならない。

第2 一般事項

1 業務管理

- (1) 受託者は、契約締結後、作業開始予定日までに業務計画書を提出し、委託者の承認を得ること。
- (2) 受託者は、業務の円滑な進捗を図るため、統括責任者を配置するものとする。
- (3) 統括責任者は、十分な経験を有する品質管理者、測定担当者をそれぞれ指名し、本委託業務における品質を十分に確保するものとする。
- (4) 受託者は、各種水質分析業務を完了した後、所定の期日までに検査結果報告書を提出するものとする。
- (5) 受託者は、業務完了後、委託者が定める様式により業務完了報告書を提出するものとする。

2 提出書類

受託者は、指定する期日までに次の書類を委託者に提出するものとし、提出後に記入漏れ又は不備が発見された場合、責任をもって速やかに訂正のうえ、再提出するものとする。

ただし、作業内容により他の書類提出を求める場合もある。

提出書類一覧

提出書類	提出期日	部数
業務計画書	契約締結後、作業開始予定日までに提出	1
結果報告書	水質分析業務（第3参照）完了後、速やかに提出	1
業務完了報告書	業務完了後、速やかに提出	1

3 安全衛生

受託者は、この業務の実施に当たり、作業を行う者の安全を確保しなければならない。

4 服装および携行装具

作業を行う者は、安全上および衛生上支障のない服装を着用するとともに、業務実施上必要な装具を携行するものとする。

5 再委託

- (1) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。
- (2) 受託者は、業務の一部を再委託するときは、再委託先の概要や責任者、再委託する内容等について事前に書面により協議し、承認を得ること。

6 労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分

受託者は、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示（労働省告示第37号）第2条第2号を遵守するものとする。

7 機密の保持

受託者は、業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。本業務の終了後においても、同様とする。

8 疑義の解釈

本特記仕様書に定めていない事項は、委託者と受託者の協議により処理するものとし、その他必要な事項については、委託者の指示に従うものとする。

第3 業務内容

1 水質検査

(1) 農薬類

ア 検査地点

(ア) 原水：3地点（仁井田浄水場、豊岩浄水場、松湊浄水場）

(イ) 浄水：3地点（仁井田浄水場、豊岩浄水場、松湊浄水場）

イ 検査項目

下表に示す5項目とする。

1	イプフェンカルバゾン
2	カルボフラン
3	テフリルトリオン
4	ピラクロニル
5	ジノテフラン

ウ 検査月日

採水月は令和7年5月、6月、7月、8月を予定している。採水日については、委託者が別途指示する。

なお、月毎の検査地点・検査項目については、別紙を参照すること。

エ 検査方法

平成15年10月10日付け健水発第1010001号「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（以下、「第1010001号通知」という。）の別添4「水質管理目標設定項目の検査方法」の目標15農薬類に基づく方法とする。

なお、第1010001号通知に改正があった場合、検査月日における最新の通知に基づくこととする。

オ 定量下限値

第1010001号通知の別紙2「農薬類（水質管理目標設定項目15）の測定精度」に基づく値とする。

カ 精度の確認

ブランク値、検量線の相関係数および回収率等の精度基準を設け、その基準内であることを確認すること。

キ 採水

採水は委託者が実施する。採水時の残留塩素、水温、気温および天候は委託者が測定するものとする。

採水に使用する容器、添加試薬、運搬用具、採水手順書等の必要な物品は、受託者が採水日前に豊岩浄水場（秋田市豊岩豊巻字上野164番地）まで届けること。

ク 試料の受渡し

試料の受渡しは、採水日に豊岩浄水場で行うものとする。検査機関までの輸送費用は受託者の負担とすること。

ケ 測定値の取扱い

目標値の100分の1以上検出された場合は、速やかに速報値として委託者に連絡すること。

また、委託者は水質検査結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することができるものとする。

(2) ダイオキシン類

ア 検査地点

(ア) 原水：1地点（仁井田浄水場）

(イ) 浄水：1地点（仁井田浄水場）

イ 検査項目

ダイオキシン類

ウ 検査月日

採水月は令和7年8月を予定している。採水日については、委託者が別途指示する。

エ 検査方法

平成19年11月付け厚生労働省健康局水道課発「水道原水及び浄水中のダイオキシン類調査マニュアル(改訂版)」(以下、「調査マニュアル」という。)によること。なお、調査マニュアルに改訂があった場合、検査月日における最新の通知に基づくこととする。

オ 定量下限値

調査マニュアルによること。

カ 精度の確認

調査マニュアルによること。

キ 採水

受託者が行うこと。調査マニュアルによること。

ク 測定値の取扱い

定量下限値を超えて検出された場合は、速やかに速報値として委託者に連絡すること。

また、委託者は水質検査結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することができるものとする。

(3) クリプトスポリジウム等

ア 検査地点

原水：4 地点（仁井田浄水場、豊岩浄水場、仁別浄水場および俄沢浄水場）

イ 検査項目

(ア) クリプトスポリジウム

(イ) ジアルジア

ウ 検査月日

採水月は令和7年4月、7月、10月および令和8年1月を予定している。採水日については、委託者が別途指示する。

エ 検査方法

平成19年3月30日付け健水発第0330006号「水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法について」（以下、「第0330006号通知」という。）によること。試料の採取から24時間以内に濃縮処理を開始すること。なお、第0330006号通知に改正があった場合、検査月日における最新の通知に基づくこととする。

オ 精度の確認

前号第0330006号通知によること。

カ 採水

採水は委託者が実施する。採水時の水温、気温および天候は委託者が測定するものとする。

採水に使用する容器、採水手順書等の必要な物品は、受託者が採水日前に豊岩浄水場まで届けること。

キ 試料の受渡し

試料の受渡しは、豊岩浄水場で行うものとする。検査機関までの輸送費用は受託者の負担とすること。

ク 測定値の取扱い

クリプトスポリジウム等が検出された場合は速やかに速報値として委託者に連絡すること。

(4) ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）

ア 検査地点

(ア) 原水：5 地点（仁井田浄水場、豊岩浄水場、仁別浄水場、松湊浄水場、俄沢浄水場）

(イ) 浄水：5 地点（仁井田浄水場、豊岩浄水場、仁別浄水場、松渕浄水場、俄沢浄水場）

イ 検査項目

(ア) ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）

(イ) ペルフルオロオktan酸（PFOA）

ウ 検査月日

採水月は令和 7 年 7 月を予定している。採水日については、委託者が別途指示する。

エ 検査方法

第1010001号通知の別添 4「水質管理目標設定項目の検査方法」の目標31ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオktan酸（PFOA）に基づく方法とする。

なお、第1010001号通知に改正があった場合、検査月日における最新の通知に基づくこととする。

オ 定量下限値

第1010001号通知の別紙 1「水質管理目標設定項目の測定精度」に基づく値とする。

カ 精度の確認

ブランク値、検量線の相関係数および回収率等の精度基準を設け、その基準内であることを確認すること。

キ 採水

採水は委託者が実施する。採水時の残留塩素、水温、気温および天候は委託者が測定するものとする。

採水に使用する容器、添加試薬、運搬用具、採水手順書等の必要な物品は、受託者が採水日前に豊岩浄水場まで届けること。

ク 試料の受渡し

試料の受渡しは、採水日に豊岩浄水場で行うものとする。検査機関までの輸送費用は受託者の負担とすること。

ケ 測定値の取扱い

目標値の10分の 1 を超えて検出された場合は、速やかに速報値として委託者に連絡すること。

また、委託者は水質検査結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することができるものとする。

(5) 抱水クロラール、ジクロロアセトニトリル

ア 検査地点

- (ア) 浄水 : 2 地点 (仁井田浄水場、豊岩浄水場)
- (イ) 配水池 : 3 地点 (手形山配水池、豊岩配水池、浜田配水池)
- (ウ) 給水栓 : 13地点 (金足小泉、上北手百崎、太平山谷、豊岩小山、山王六丁目、御所野元町、雄和平沢、雄和戸賀沢、雄和椿川、雄和女米木、新屋元町、下浜名ヶ沢、寺内鶉ノ木)

イ 検査項目

- (ア) 抱水クロラール
- (イ) ジクロロアセトニトリル

ウ 検査月日

採水月は令和 7 年 7 月を予定している。採水日については、委託者が別途指示する。

エ 検査方法

第1010001号通知の別添 4 「水質管理目標設定項目の検査方法」の目標13ジクロロアセトニトリルおよび目標14抱水クロラールに基づく方法とする。

なお、第1010001号通知に改正があった場合、検査月日における最新の通知に基づくこととする。

オ 定量下限値

第1010001号通知の別紙 1 「水質管理目標設定項目の測定精度」に基づく値とする。

カ 精度の確認

ブランク値、検量線の相関係数および回収率等の精度基準を設け、その基準内であることを確認すること。

キ 採水

採水は委託者が実施する。採水時の残留塩素、水温、気温および天候は委託者が測定するものとする。

採水に使用する容器、添加試薬、運搬用具、採水手順書等の必要な物品は、受託者が採水日前に豊岩浄水場まで届けること。

ク 試料の受渡し

試料の受渡しは、採水日に豊岩浄水場で行うものとする。検査機関までの輸送費用は受託者の負担とすること。

ケ 測定値の取扱い

目標値の10分の1を超えて検出された場合は、速やかに速報値として委託者に連絡すること。

また、委託者は水質検査結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することができるものとする。

2 業務計画書

受託者は、契約締結後、作業開始予定日までに業務計画書を提出し、委託者の承認を得てから業務を実施するものとする。

(1) 提出内容

ア 検査の年間計画書

イ 総括責任者、品質管理者および測定担当者

ウ 緊急時連絡体制

エ 検査項目ごとの検査方法および定量下限値

農薬類の検査については、項目ごとの定量下限値又は目標値の100分の1以下の繰り返し精度確認結果（一年以内のもの）

（3回以上の繰り返し精度、変動係数30%以下）

ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）の検査については、項目ごとの定量下限値又は目標値の10分の1以下の繰り返し精度確認結果（一年以内のもの）

（3回以上の繰り返し精度、変動係数20%以下）

抱水クロラール、ジクロロアセトニトリルの検査については、項目ごとの定量下限値又は目標値の10分の1以下の繰り返し精度確認結果（一年以内のもの）

（3回以上の繰り返し精度、変動係数20%以下）

オ 実際の分析手順を記した書類（標準作業手順書の写しなど）

カ その他必要な事項

3 検査結果報告書

(1) 農薬類

ア 提出期日

採水日から30日以内に提出すること（委託者が特別に認めた場合を除く。）。

イ 報告内容

(ア) 採水年月日

(イ) 検査地点、種別

(ウ) 検査結果

(定量下限値未満の場合は、「〇〇未満」又は「<〇〇」と記載すること。)

- (エ) 検査期間又は検査終了日
- (オ) 検査機関名
- (カ) 検査責任者名
- (キ) その他必要な事項

ウ 部数

1部

エ 添付資料(検査結果の根拠資料)

- (ア) 検量線クロマトチャート
- (イ) 検体クロマトチャート
- (ウ) ブランククロマトチャート
- (エ) 操作記録等の写し

(2) ダイオキシン類

ア 提出期日

採水した日から120日以内に提出すること(委託者が特別に認めた場合を除く。)

イ 報告内容

調査マニュアルに記載されている測定結果の例によること。

ウ 部数

1部

エ 添付資料

検査結果の根拠資料(調査マニュアルによる。)

(3) クリプトスポリジウム等

ア 提出期日

採水した日から40日以内に提出すること(委託者が特別に認めた場合を除く。)

イ 報告内容

- (ア) 採水年月日
- (イ) 検査地点、種別
- (ウ) 検査結果
- (エ) 検査期間又は検査終了日
- (オ) 検査機関名
- (カ) 検査責任者名

(キ) その他必要な事項

ウ 部数

1部

(4) ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)

ア 提出期日

採水日から30日以内に提出すること(委託者が特別に認めた場合を除く。)。

イ 報告内容

(ア) 採水年月日

(イ) 検査地点、種別

(ウ) 検査結果

(定量下限値未満の場合は、「〇〇未満」又は「<〇〇」と記載すること。)

(エ) 検査期間又は検査終了日

(オ) 検査機関名

(カ) 検査責任者名

(キ) その他必要な事項

ウ 部数

1部

エ 添付資料(検査結果の根拠資料)

(ア) 検量線クロマトチャート

(イ) 検体クロマトチャート

(ウ) ブランククロマトチャート

(エ) 操作記録等の写し

(5) 抱水クロラール、ジクロロアセトニトリル

ア 提出期日

採水日から30日以内に提出すること(委託者が特別に認めた場合を除く。)。

イ 報告内容

(ア) 採水年月日

(イ) 検査地点、種別

(ウ) 検査結果

(定量下限値未満の場合は、「〇〇未満」又は「<〇〇」と記載す

ること。)

(エ) 検査期間又は検査終了日

(オ) 検査機関名

(カ) 検査責任者名

(キ) その他必要な事項

ウ 部数

1部

エ 添付資料(検査結果の根拠資料)

(ア) 検量線クロマトチャート

(イ) 検体クロマトチャート

(ウ) ブランククロマトチャート

(エ) 操作記録等の写し

検査地点と検査項目

①農薬類

検査計画 地点番号	検査地点名	種別	検査月			
			5月	6月	7月	8月
1	仁井田浄水場	原水	○	○	○	○
2	仁井田浄水場	浄水	○	○	○	○
15	豊岩浄水場	原水	○	○	○	○
16	豊岩浄水場	浄水	○	○	○	○
24	松渕浄水場	原水		○		
25	松渕浄水場	浄水		○		
月別検査地点数計(箇所)			4	6	4	4

検査項目		月別検査対象項目			
		5月	6月	7月	8月
1	イプフェンカルバゾン		○		
2	カルボフラン	○	○	○	
3	テフリルトリオン		○		
4	ピラクロニル		○		
5	ジノテフラン	○			○
農薬類 小計		2	4	1	1

月別検体数				年計
5月	6月	7月	8月	
0	6	0	0	6
4	6	4	0	14
0	6	0	0	6
0	6	0	0	6
4	0	0	4	8
8	24	4	4	40

②ダイオキシン類

検査計画 地点番号	検査地点名	種別	検査月	年計
			8月	
1	仁井田浄水場	原水	○	1
2	仁井田浄水場	浄水	○	1
月別検査地点数計(箇所)			2	2

③クリプトスポリジウム等

検査計画 地点番号	検査地点名	種別	検査月				年計
			4月	7月	10月	1月	
1	仁井田浄水場	原水	○	○	○	○	4
15	豊岩浄水場	原水	○	○	○	○	4
21	仁別浄水場	原水	○	○	○	○	4
28	俄沢浄水場	原水	○	○	○	○	4
月別検査地点数計(箇所)			4	4	4	4	16

④ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)

検査計画 地点番号	検査地点名	種別	検査月	年計
			7月	
1	仁井田浄水場	原水	○	1
2	仁井田浄水場	浄水	○	1
15	豊岩浄水場	原水	○	1
16	豊岩浄水場	浄水	○	1
21	仁別浄水場	原水	○	1
22	仁別浄水場	浄水	○	1
24	松渕浄水場	原水	○	1
25	松渕浄水場	浄水	○	1
28	俄沢浄水場	原水	○	1
29	俄沢浄水場	浄水	○	1
月別検査地点数計(箇所)			10	10

⑤抱水クロラール、ジクロロアセトニトリル

検査計画 地点番号	検査地点名	種別	検査項目		年計
			抱水クロラール	ジクロロアセトニトリル	
2	仁井田浄水場	浄水	○	○	2
3	手形山配水池	配水池	○	○	2
4	金足小泉	給水栓	○	○	2
5	上北手百崎	給水栓	○	○	2
6	太平山谷	給水栓	○	○	2
7	豊岩配水池	配水池	○	○	2
8	豊岩小山	給水栓	○	○	2
9	山王六丁目	給水栓	○	○	2
10	御所野元町	給水栓	○	○	2
11	雄和平沢	給水栓	○	○	2
12	雄和戸賀沢	給水栓	○	○	2
13	雄和椿川	給水栓	○	○	2
14	雄和女米木	給水栓	○	○	2
16	豊岩浄水場	浄水	○	○	2
17	浜田配水池	配水池	○	○	2
18	新屋元町	給水栓	○	○	2
19	下浜名ヶ沢	給水栓	○	○	2
20	寺内鶴ノ木	給水栓	○	○	2
項目別検査地点数計(箇所)			18	18	36